地震・津波災害対策計画　新旧対照表　　資料３

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | **第１編　総則** | **第１編　総則** | |
| | **第３章　被害想定及び減災効果** | **第３章　被害想定及び減災効果** | |
| | **第２節　地震の想定** | **第２節　地震の想定** | |
| 186 | （略）<br>１　地震・津波被害の予測及び減災効果<br>南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果については、平成 26 年 5 月に愛知県が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を参考とする。<br><br>２　活断層<br>（略） | （略）<br>１　地震・津波被害の予測及び減災効果<br>南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果については、2026 年６月に愛知県が公表した「愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果」を参考とする。<br><br>２　活断層<br>（略） | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第２編　災害予防** | **第２編　災害予防** | |
| | **第２章　建築物等の安全化** | **第２章　建築物等の安全化** | |
| | **第１節　建築物の耐震推進（防災課・建築施設課・各施設所管課）** | **第１節　建築物の耐震推進（防災課・建築施設課・各施設所管課）** | |
| 203 | （略）<br>３　民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進<br>（略）<br>（２）住宅の耐震化の促進<br>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模な地震により人命に関わる建物の倒壊の危険性が高いとされているため、耐震性に不安を持つ所有者を対象に、希望者に対し無料で耐震診断事業を実施する。 | （略）<br>３　民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進<br>（略）<br>（２）住宅の耐震化の促進<br>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたいわゆる旧基準住宅及び新基準木造住宅（平成 12 年 5 月以前着工）については、大規模な地震により人命に関わる建物の倒壊の危険性が高いとされているため、耐震性に不安を持つ所有者を対象に、希望者に対し無料で耐震診断事業を実施する。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第４章　都市の防災性の向上** | **第４章　都市の防災性の向上** | |
| | **第４節　市街地の面的な整備・改善（都市デザイン課・建築施設課・土木管理課）** | **第４節　市街地の面的な整備・改善（都市デザイン課・建築施設課・土木管理課）** | |
| 214 | （略）<br>２　災害対策等に関する土地利用規制<br>（１）災害危険区域の指定<br>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。<br>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。 | （略）<br>２　災害危険区域の指定<br>（削除）<br>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。<br>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （２）宅地造成等の規制<br>宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれのある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。<br>なお、宅地造成工事規制区域内で宅地造成を行う場合は、原則として知事の許可が必要となる。<br>◆附属資料 12「宅地造成工事規制区域」 | （削除）<br><br>（削除） | |
| | **第５章　液状化対策・土砂災害等の予防** | **第５章　液状化対策・土砂災害等の予防** | |
| | **第３節　宅地造成等の規制誘導（防災課・建築施設課）** | **第３節　宅地造成等の規制誘導（防災課・建築施設課）** | |
| 215 | （略）<br>２　造成宅地防災区域<br>町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。<br>（追加） | （略）<br>２　造成宅地防災区域<br>町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。<br>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第４節　土砂災害の防止（防災課・ふくし課・障がい福祉課・健康課・教育課・都市整備課・土木管理課）** | **第４節　土砂災害の防止（防災課・ふくし課・障がい福祉課・健康課・教育課・都市整備課・土木管理課）** | |
| 216 | ２　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域<br>（略）<br>◆附属資料７　「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」<br>◆附属資料８「急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」 | ２　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域<br>（略）<br>◆附属資料７　「（削除）土砂災害警戒区域等の定義」<br>◆附属資料８　「（削除）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」 | 表記の修正 |
| 216 | ３　土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備<br>（略）<br>（２）東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。<br>ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）の伝達方法等）<br>（略） | ３　土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備<br>（略）<br>（２）東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。<br>ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対するレベル４土砂災害危険警報の伝達方法等）<br>（略） | 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 |

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （３）町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。 | （３）町は、レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。 | |
| | **第６章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備** | **第６章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備** | |
| | **第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（各課等）** | **第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（各課等）** | |
| 220 | 11　防災用拠点施設の屋上番号標示<br>（略）<br><br>（追加） | 11　防災用拠点施設の屋上番号標示<br>（略）<br><br>12　遺体の処理に係る事前対策<br>町は、大規模災害時に備え、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設を遺体安置所としてあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第３節　情報の収集・連絡体制の整備（政策課・ＤＸ課・防災課）** | **第３節　情報の収集・連絡体制の整備（政策課・ＤＸ課・防災課）** | |
| 220<br><br><br><br><br><br>220<br><br>221 | ２　通信手段の確保<br>（略）<br>（２）通信施設の非常用発電機<br>（略）<br>（追加）<br><br><br><br>（３）ヘリコプターテレビ電送システムの整備<br>（略）<br>（４）衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用<br>（略） | ２　通信手段の確保<br>（略）<br>（２）通信施設の非常用発電機<br>（略）<br>（３）無人航空機（ドローン）の整備<br>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、無人航空機（ドローン）を整備する。<br>（４）ヘリコプターテレビ電送システムの整備<br>（略）<br>（５）衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用<br>（略） | 表記の追加 |
| | **第７章　避難行動の促進対策** | **第７章　避難行動の促進対策** | |
| | **第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等（防災課・都市整備課・土木管理課）** | **第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等（防災課・都市整備課・土木管理課）** | |
| 226 | （略）<br>２　広域避難場所の選定<br>（略）<br>（７）地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。 | （略）<br>２　広域避難場所の選定<br>（略）<br>（削除） | 表記の整理 |
| | **第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（防災課・水循環管** | **第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（防災課・水循環管** | |

地震・津波災害対策計画　新旧対照表　　資料３

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | **理課・土木管理課）** | **理課・土木管理課）** | |
| 226 | １　マニュアルの作成<br>（略）<br>（２）収集できる情報として次の情報を踏まえること。<br>大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報 | １　マニュアルの作成<br>（略）<br>（２）収集できる情報として、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報を踏まえること。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第８章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** | **第８章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** | |
| | **第２節　要配慮者支援対策（防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課・社会福祉協議会）** | **第２節　要配慮者支援対策（防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課・社会福祉協議会）** | |
| 235 | ３　避難行動要支援者対策<br>（略）<br>（４）名簿の更新に関する事項<br>ア　（略）<br>イ　登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員等を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。<br>（略） | ３　避難行動要支援者対策<br>（略）<br>（４）名簿の更新に関する事項<br>ア　（略）<br>イ　登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員、児童委員を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。<br>（略） | 表記の修正 |
| 237 | ４　外国人等に対する対策<br>（略）<br>（６）災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。<br>（追加） | ４　外国人等に対する対策<br>（略）<br>（６）災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。<br>（７）災害時に外国人の被災状況等の情報収集や多言語による情報提供を行う部署及び対応方法をあらかじめ定めるものとする。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第３編　災害応急対策** | **第３編　災害応急対策** | |
| | **第１章　活動態勢（組織の動員配備）** | **第１章　活動態勢（組織の動員配備）** | |
| | **第２節　災害対策本部の設置・運営（各課等）** | **第２節　災害対策本部の設置・運営（各課等）** | |
| 255 | （略）<br>１　災害対策本部の設置及び廃止<br>（略）<br>（１）次の気象予警報のいずれかが知多地域を含む区域に発表され、町長が必要と認めたとき。<br>ア　大雨警報<br>イ　暴風警報 | （略）<br>１　災害対策本部の設置及び廃止<br>（略）<br>（１）次の気象予警報のいずれかが知多地域を含む区域に発表され、町長が必要と認めたとき。<br>ア　レベル３大雨警報<br>イ　暴風警報 | 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 |

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 260 | ウ　洪水警報<br>エ　高潮警報<br>（追加）<br>（追加）<br>（２）震度５弱以上の地震が発生したとき。<br><br>（３）南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。<br>（略）<br>（５）（追加）特別警報が発表されたとき。<br><br>２　組織及び活動体制<br>［災害対策本部の所掌事務］<br><br>インフラ整備部 部長 インフラ整備部長 ／ 土木班（建設企画課、土木管理課） 班長 土木管理課長 ／ １　水防に関すること。<br>２　樋門操作に関すること。<br>３　道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。<br>４　急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。<br>５　緊急輸送道路の確保に関すること。<br>６　緊急の交通安全対策に関すること。<br>７　排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。<br>８　排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。 | ウ　レベル３氾濫警報（境川または逢妻川）<br>エ　レベル３高潮警報<br>オ　レベル３土砂災害警報<br>カ　暴風雪警報<br>（２）町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したときで、町内において被害が報告されたとき。<br>（３）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。<br>（略）<br>（５）危険警報または特別警報が発表されたとき。<br><br>２　組織及び活動体制<br>［災害対策本部の所掌事務］<br><br>インフラ整備部 部長 インフラ整備部長 ／ 土木班（建設企画課、土木管理課） 班長 土木管理課長 ／ １　水防に関すること。<br>２　樋門操作に関すること。<br>３　道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。<br>４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。<br>５　緊急輸送道路の確保に関すること。<br>６　緊急の交通安全対策に関すること。<br>７　排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。<br>８　排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正<br><br>表記の修正 |
| | **第３節　非常配備（各課等）** | **第３節　非常配備（各課等）** | |
| | ２　非常配備の基準<br>（１）非常配備時期及び非常配備員<br>（略）<br>［非常配備の基準］ | ２　非常配備の基準<br>（１）非常配備時期及び非常配備員<br>（略）<br>［非常配備の基準］ | |

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（2026 年３月修正）</th><th>修正（2026 年 10 月修正）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>265</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>指　令　又　は　解　除　の　時　期</th><th>非常配備すべき人員<br>（災害対策本部設置）</th></tr>
<tr><td>警戒配備</td><td>＜指令の時期＞<br>１　次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。<br>（１）大雨注意報<br>（２）洪水注意報<br>（３）高潮注意報<br>（追加）<br>２　伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。<br>３　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したとき<br>＜解除の時期＞<br>１　災害が発生するおそれがなくなったとき。<br>２　災害応急対策がおおむね完了したとき。</td><td>防災課職員</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>指　令　又　は　解　除　の　時　期</th><th>非常配備すべき人員<br>（災害対策本部設置）</th></tr>
<tr><td>警戒配備</td><td>＜指令の時期＞<br>１　次の注意報のいずれかが東浦町に発表されたとき。<br>（１）レベル２大雨注意報<br>（２）レベル２氾濫注意報（境川または逢妻川）<br>（３）レベル２高潮注意報<br>（４）レベル２土砂災害注意報<br>２　伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。<br>３　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したとき<br>＜解除の時期＞<br>１　災害が発生するおそれがなくなったとき。<br>２　災害応急対策がおおむね完了したとき。</td><td>防災課職員</td></tr>
</table>
</td><td>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正</td></tr>
<tr><td>265</td><td>
<table>
<tr><td>第１非常配備</td><td>＜指令の時期＞<br>１　災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。<br>（１）大雨警報<br>（２）暴風警報<br>（３）洪水警報<br>（４）高潮警報<br>（追加）<br>（５）暴風雪警報<br>２　伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。<br>３　町内河川の水位表示板で、堤防高から－1.10m（須賀川にあっては、－1.22m）を越えたとき。<br>４　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したときで、町内において被害が報告されとき。<br>（追加）<br>５　その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。<br>６　その他の状況により町長が必要と認めたとき。<br>＜解除の時期＞<br>１　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。<br>２　災害応急対策がおおむね完了したとき。</td><td>あらかじめ町長が指名する職員及び防災課職員<br>（災害対策本部設置）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>第１非常配備</td><td>＜指令の時期＞<br>１　災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。<br>（１）レベル３大雨警報<br>（２）暴風警報<br>（３）レベル３氾濫警報（境川または逢妻川）<br>（４）レベル３高潮警報<br>（５）レベル３土砂災害警報<br>（６）暴風雪警報<br>２　伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。<br>３　町内河川の水位表示板で、堤防高から－1.10m（須賀川にあっては、－1.22m）を越えたとき。<br>４　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したときで、町内において被害が報告されとき。<br>５　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき<br>６　その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。<br>７　その他の状況により町長が必要と認めたとき。<br>＜解除の時期＞<br>１　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。<br>２　災害応急対策がおおむね完了したとき。</td><td>あらかじめ町長が指名する職員及び防災課職員<br>（災害対策本部設置）</td></tr>
</table>
</td><td>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正<br><br>愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正</td></tr>
</table>

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | | 修正（2026 年 10 月修正） | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 266 | 第２非常配備 | <指令の時期><br>１　上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。<br>（追加）<br>２　町又は町の隣接市町において震度５弱の地震が発生したとき。<br>（追加）<br>３　「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。<br>４　災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。<br>５　その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。<br>６　境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。<br>７　町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m（須賀川にあっては、－0.72m）を越えたとき。<br><解除の時期><br>１　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。<br>２　災害応急対策がおおむね完了したとき。 | あらかじめ町長の指名する職員（第１非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員<br>（災害対策本部設置） | 第２非常配備 | <指令の時期><br>１　上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。<br>２　次の危険警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。<br>（１）　レベル４大雨危険警報<br>（２）　レベル４氾濫危険警報（境川または逢妻川）<br>（３）　レベル４高潮危険警報<br>（４）　レベル４土砂災害危険警報<br>３　町又は町の隣接市町において震度５弱または５強の地震が発生したとき。<br>４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）が発表されたとき<br>５　「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。<br>６　災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。<br>７　その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。<br>８　町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m（須賀川にあっては、－0.72m）を越えたとき。<br><解除の時期><br>１　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。<br>２　災害応急対策がおおむね完了したとき。 | あらかじめ町長の指名する職員（第１非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員<br>（災害対策本部設置） | 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正<br><br>愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| 266 | 第３非常配備 | <指令の時期><br>１　町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。<br>２　境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。<br>３　町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。<br><br><br><br>（追加）<br><br><br><br>４　町又は町の隣接市町において震度５強以上の地震が発生したとき。<br>５　特別警報が発表されたとき。<br><解除の時期><br>１　災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。<br>２　第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。 | 職員全員<br>（災害対策本部設置） | 第３非常配備 | <指令の時期><br>１　町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。<br>（削除）<br><br>（削除）<br><br>２　次の特別警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。<br>（１）　レベル５大雨特別警報<br>（２）　暴風特別警報<br>（３）　レベル５氾濫特別警報（境川または逢妻川）<br>（４）　レベル５高潮特別警報<br>（５）　レベル５土砂災害特別警報<br>（６）　暴風雪特別警報<br>３　町又は町の隣接市町において震度６弱以上の地震が発生したとき。<br>（削除）<br><解除の時期><br>１　災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。<br>２　第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。 | 職員全員<br>（災害対策本部設置） | 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正<br><br>愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |

地震・津波災害対策計画　新旧対照表　　資料３

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | **第２章　避難行動** | **第２章　避難行動** | |
| | **第４節　住民等の避難誘導等（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・住民自治課）** | **第４節　住民等の避難誘導等（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・住民自治課）** | |
| 275 | ２　避難行動要支援者の支援<br>（１）　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導<br>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。 | ２　避難行動要支援者の支援<br>（２）　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導<br>地域住民、自主防災組織、民生委員及び児童委員の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。 | 表記の修正 |
| | **第３章　災害情報の収集・伝達・広報** | **第３章　災害情報の収集・伝達・広報** | |
| | **第４節　広報（政策課・ＤＸ課・防災課・住民自治課）** | **第４節　広報（政策課・ＤＸ課・防災課・住民自治課）** | |
| 289 | １　広報活動<br>（略）<br>（１）災害広報<br>（略）<br>ア　広報の手段<br>（略）<br>（エ）Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供 | １　広報活動<br>（略）<br>（１）災害広報<br>（略）<br>ア　広報の手段<br>（略）<br>（エ）Web サイト掲載、町公式 LINE 及び町公式Ｘなどのソーシャルメディアによる情報提供 | 表記の修正 |
| | **第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策** | **第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策** | |
| 307 | 基本方針<br>○　医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 | 基本方針<br>○　医療救護については、災害医療コーディネーター、小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第８章　交通の確保・緊急輸送対策** | **第８章　交通の確保・緊急輸送対策** | |
| 312 | 基本方針<br>（略）<br>○　緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。 | 基本方針<br>（略）<br>○　緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート及び拠点アクセスルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第２節　道路施設対策（防災課・建設企画課・土木管理課）** | **第２節　道路施設対策（防災課・建設企画課・土木管理課）** | |
| | （略）<br>２　道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 | （略）<br>２　道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 | |

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 315 | （略）<br>（３）津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。<br>　また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 | （略）<br>（３）津波被害発生時には、くしの歯ルート及び拠点アクセスルートの道路啓開を他の道路に優先する。<br>　また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | （追加） | （４）県又は名古屋市が管理する国道、県道又は市町村道における道路啓開の代行<br>ア　中部道路啓開計画で設定した直轄啓開予定道路<br>　中部道路啓開計画で設定した直轄啓開予定道路（国が災害時に本来の道路管理者に代わって道路啓開を実施することができる路線・区間）においては、同計画に基づく「管理区分を超えた道路啓開の発動条件」を満たすときは、土砂・瓦礫等の撤去、擦り付けによる段差の解消等、事実行為に限り、国が本来の道路管理者に代行して道路啓開を実施することができる。<br>イ　ア以外の道路<br>　重要物流道路（代替・補完路を含む）に指定された路線・区間においては、県又は市町村から要請があり、かつ、当該県又は市町村における道路の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、実施することが適当であると認められるときは、その事務に支障のない範囲で、県道又は市町村道の道路啓開を行うことができる権限代行制度により、国が被災地方公共団体に対する支援を行う。<br>　なお、重要物流道路に指定されていない路線・区間においては、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して、国が道路啓開を実施することが適当であると認められるものに限る。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| 315 | （４）放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、（略）<br>（５）工事中の箇所及び緊急通行道路以外の道路については、（略）<br>（６）応急工事の実施が困難な場合、（略）<br>（７）重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。 | （５）放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、（略）<br>（６）工事中の箇所及び緊急通行道路以外の道路については、（略）<br>（７）応急工事の実施が困難な場合、（略）<br>（削除） | |
| | **第 13 章　遺体の取扱い** | **第 13 章　遺体の取扱い** | |
| | **第２節　遺体の処理（住民課）** | **第２節　遺体の処理（住民課）** | |

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 334 | １　遺体の処理<br>（１）遺体の収容及び一時保存<br>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。<br>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくように努めるものとする。 | １　遺体の処理<br>（１）遺体の収容及び一時保存<br>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（削除）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。<br>（削除） | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第 16 章　学校等における対策** | **第 16 章　学校等における対策** | |
| 350 | **（追加）** | **第７節　児童生徒の心のケア（教育課）** | 表記の追加 |
| 350 | （追加） | 災害発生または避難生活により、強い心理的ショックを受けた児童生徒が、安定した学校生活を送ることができるようスクールカウンセラーの確保に努め、カウンセリングや家庭訪問等を実施する。 | 表記の追加 |
| | **第４編　災害復旧・復興** | **第４編　災害復旧・復興** | |
| | **第２章　公共施設等災害復旧対策** | **第２章　公共施設等災害復旧対策** | |
| | **第１節　公共施設災害復旧事業（各課等）** | **第１節　公共施設災害復旧事業（各課等）** | |
| 356 | （略）<br>３　重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行<br>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町又は愛知県からの要請により国が代行して実施することができる。 | （略）<br>３　県又は名古屋市が管理する国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の災害復旧事業の代行<br>県又は名古屋市が管理する国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町又は愛知県からの要請により国が県、道路公社又は町に代わって災害復旧事業を実施することができる。 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第５編　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応** | **第５編　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応** | |
| | **第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（各課等）** | **第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（各課等）** | |
| 367 | （略）<br>３　住民への周知・呼びかけ<br>町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。 | （略）<br>３　住民への周知・呼びかけ<br>町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密 | 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 |

| 頁 | 現行（2026 年３月修正） | 修正（2026 年 10 月修正） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | 接に関係がある事項について周知するものとする。 | |